

## 名古屋市告示第21号

### 名古屋都市計画地区計画の原案の縦覧

名古屋都市計画地区計画の案を作成したいので、名古屋市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和59年名古屋市条例第63号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

なお、この原案について意見がある土地の所有者その他利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、名古屋市長に意見書を提出することができます。

令和 7年 1月20日

名古屋市長 広 沢 一 郎

#### 1 種類及び名称

名古屋都市計画地区計画 大清水学術・研究開発拠点地区計画

#### 2 位置及び区域

名古屋市緑区鳴海町字大清水及び字諸ノ木の各一部

（別図のとおり）

#### 3 縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### （1）縦覧期間

令和 7年 1月21日から同年 2月 3日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

##### （2）縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

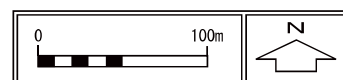
##### （3）縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

# 別 図



縮尺：1／4, 500

